資料１

奈良市子ども・子育て会議　子ども条例部会委員名簿

（敬称略、カナ順）

	氏　名	所属　・　役職名等	備　考
1	岡田（オカダ）　和大（カズヒロ）	奈良市ＰＴＡ連合会　会長	
2	金野（カネノ）　秀一（ヒデカズ）	奈良市自治連合会　副会長	
3	栗本（クリモト）　恭子（キョウコ）	公募委員	
4	篠田（シノダ）　厚志（アツシ）	ＮＰＯ法人ファザーリング・ジャパン関西　理事長	
5	浜田（ハマダ）　進士（シンジ）	ＮＰＯ法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所　所長	部会長
6	福原（フクハラ）　晋（ススム）	奈良交通株式会社　総務人事部　課長	
7	森（モリ）　久美（ヒサミ）	公募委員	

平成２９年3月29日　現在

奈良市子ども・子育て会議　子ども条例部会庁内名簿

	氏　名	所属　・　役職名等	備　考
1	木綿（モメン）　延幸（ノブユキ）	子ども未来部長	
2	中川（ナカガワ）　昌美（マサミ）	子ども未来部次長	
3	川尻（カワジリ）　ひとみ	子ども未来部参事	
4	真銅（シンドウ）　正宣（マサノブ）	子ども政策課長	
5	大前（オオマエ）　睦美（ムツミ）	こども園推進課長	
6	栗山（クリヤマ）　稔（ミノル）	保育所・幼稚園課長	
7	小澤（オザワ）　美砂（ミサ）	子ども育成課長	
8	野儀（ノギ）　あけみ	子育て相談課長	
9	嵯峨（サガ）　伊佐子（イサコ）	健康増進課長	
10	高塚（タカツカ）　佳紀（ヨシキ）	教育政策課長	
11	東畑（ヒガシバタ）　年昭（トシアキ）	学校教育課長	
12	坂本（サカモト）　静泰（シズヒロ）	いじめ防止生徒指導課長	
13	鈴木（スズキ）　千恵美（チエミ）	地域教育課長	

平成２９年４月３日　現在

資料２

奈良市子ども・子育て会議　子ども条例部会　設置要領

（設置）

第１条　奈良市子ども・子育て会議条例（平成 25 年奈良市条例第 12 号。以下「条例」という。）第７条第１項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に子ども条例部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　部会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

（１）　奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成 26 年奈良市条例第 51 号。以下「子ども条例」という。）の規定に基づく事業等の実施状況の検証に関する事項

（２）　子ども条例第１２条に規定する子ども会議の運営に関する事項

（３）　前２号のほか、子ども条例に基づく施策の推進に関し必要な事項

（構成）

第３条　部会の委員は、会議に属する委員並びに奈良市職員及び奈良市教育委員会事務局職員のうちから会議の会長が指名する。

（部会長等）

第４条　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

２　部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

３　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集等）

第５条　部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、会議の会長が招集する。

２　部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第６条　部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会議への報告）

第７条　部会長は、部会における調査審議の経過及び結果を会議に報告する。

（庶務）

第８条　部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

（廃止）

第９条　会議で部会廃止の決議がなされたときは、部会を廃止するものとする。

（その他）

第 10 条　この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２７年４月３０日から施行する。

資料3

平成２９年度 奈良市子ども・子育て会議　子ども条例部会開催スケジュール（案）

平成２９年５月１７日現在

	子ども・子育て会議	子ども条例部会
４月		
５月		＜第１回＞ ・子ども条例部会開催スケジュール ・奈良市子ども会議について
６月	【第１回】 ・計画の進捗・見直しについて ・その他	
７月		
８月		
９月		＜第２回＞ ・奈良市子ども会議の検証について ・子ども条例の検証①
１０月	【第２回】 ・計画の進捗・見直しについて ・その他	
１１月		
１２月		＜第３回＞ ・子ども条例の検証②
１月	【第３回】 ・部会の報告・承認 ・計画の進捗・見直しについて ・その他	
２月		＜第４回＞ ・子ども条例の検証③
３月	【第４回】 ・部会の報告・承認 ・計画の進捗・見直しについて ・その他	

資料4

平成29年度「奈良市子ども会議」（案）について

（第8回子ども条例部会資料）

平成29年5月17日

奈良市子ども未来部子ども政策課

1　平成29年度「奈良市子ども会議」(案)について

(1) 趣旨

奈良市では、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第１２条に基づき子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議を開催する。

奈良市が「どうすれば子どもにやさしいまちになっていくのか」について子どもたち自身が話し合い、出された意見をまとめ、市長に提出することを目的とする。

また、提出された意見に対しては奈良市としての回答を作成し、公表する。

(2) 開催日時及び場所

回	開催日	開催時間	場所
第1回	7月25日(火)	午前10時から正午まで	奈良市役所 北棟6階　第21会議室
第2回	7月27日(木)		
第3回	8月　1日(火)		
第4回	8月　3日(木)		
第5回	8月　8日(火)		

※ 子どもたちが参加しやすい夏休み期間を中心に開催します。

(3) 参加者

１０歳から１７歳まで（平成２９年４月１日現在）の子ども３０名程度を募集する。

なお、応募者多数の場合は抽選とする。

【 募集方法 】
① 奈良市内の各学校(小･中･高等学校等)に参加者募集の案内チラシ(各30枚程度)を配布。
② 奈良市しみんだより、奈良市公式ホームページに募集記事掲載。
③ 平成28年度奈良市子ども会議参加者への案内。
④ 奈良市の子育ておうえんサイト「子育て@なら」への募集記事掲載。　等

【 応募方法 】	
次の必要事項を記入し、平成29年7月14日(金)までに郵送、持参、FAX、メールで奈良市子ども未来部子ども政策課まで提出。	
(必要事項)	
･住所	･Eメールアドレス
･氏名(ふりがな)	･性別
･年齢	･学校名/学年(働いている場合は勤務先)
･電話番号	
･FAX番号	

(参考)

平成28年度奈良市子ども会議参加者数　37名

平成27年度奈良市子ども会議参加者数　42名

（4） 進行及びサポート

子どもたちの意見を引き出し、話し合いが円滑に進むように、専門のファシリテーターを配置する。

平成２９年度奈良市子ども会議ファシリテーター
特定非営利活動法人　子どもの権利条約総合研究所 関西事務所長　　浜田　進士　氏

（5） サポーター

子どもたちの補助等を行うサポーターとして、奈良市内に在住又は在学している大学生等を５名程度募集する。

【 募集方法 】
① 平成28年度奈良市子ども会議に参加したサポーターへの案内。 ② 市内の大学等を通じて周知。 等

【 応募方法 】	
次の必要事項を記入し、平成29年7月14日（金）までに郵送、持参、FAX、メールで奈良市子ども未来部子ども政策課まで提出。 （必要事項）	
・住所	・FAX番号
・氏名（ふりがな）	・Eメールアドレス
・年齢	・性別
・電話番号	・学校名/学年

（参考）

平成２８年度奈良市子ども会議サポーター参加者数　６名

（6） 話し合うテーマ・内容

今年度の奈良市子ども会議は平成２８年度の取組を基本として開催するが、話し合うテーマについては、平成２７年度に続き、平成２８年度にも子どもたちから出されたテーマである「いじめ」を募集段階から提示する。今年度は、１つのテーマに絞って話し合ってもらうことで、議論の中で出される意見を今まで以上に多様で、様々な角度からの提案が出されるように取り組んでもらうことを目標とする。話し合いの中で出された意見は、グループごとにまとめ、意見書を作成する。

また、昨年度に続き、議論の途中（３回目を想定）で内容に関わる市の担当者が出席し、奈良市で行っている取組について参加者たちに説明等をすることで、よりよい議論をするための参考としてもらう。その他各回の内容の詳細については応募状況等の様子を見ながら、ファシリテーターと事務局でまとめていく。

【 奈良市子ども会議で話し合うテーマについて　イメージ図 】

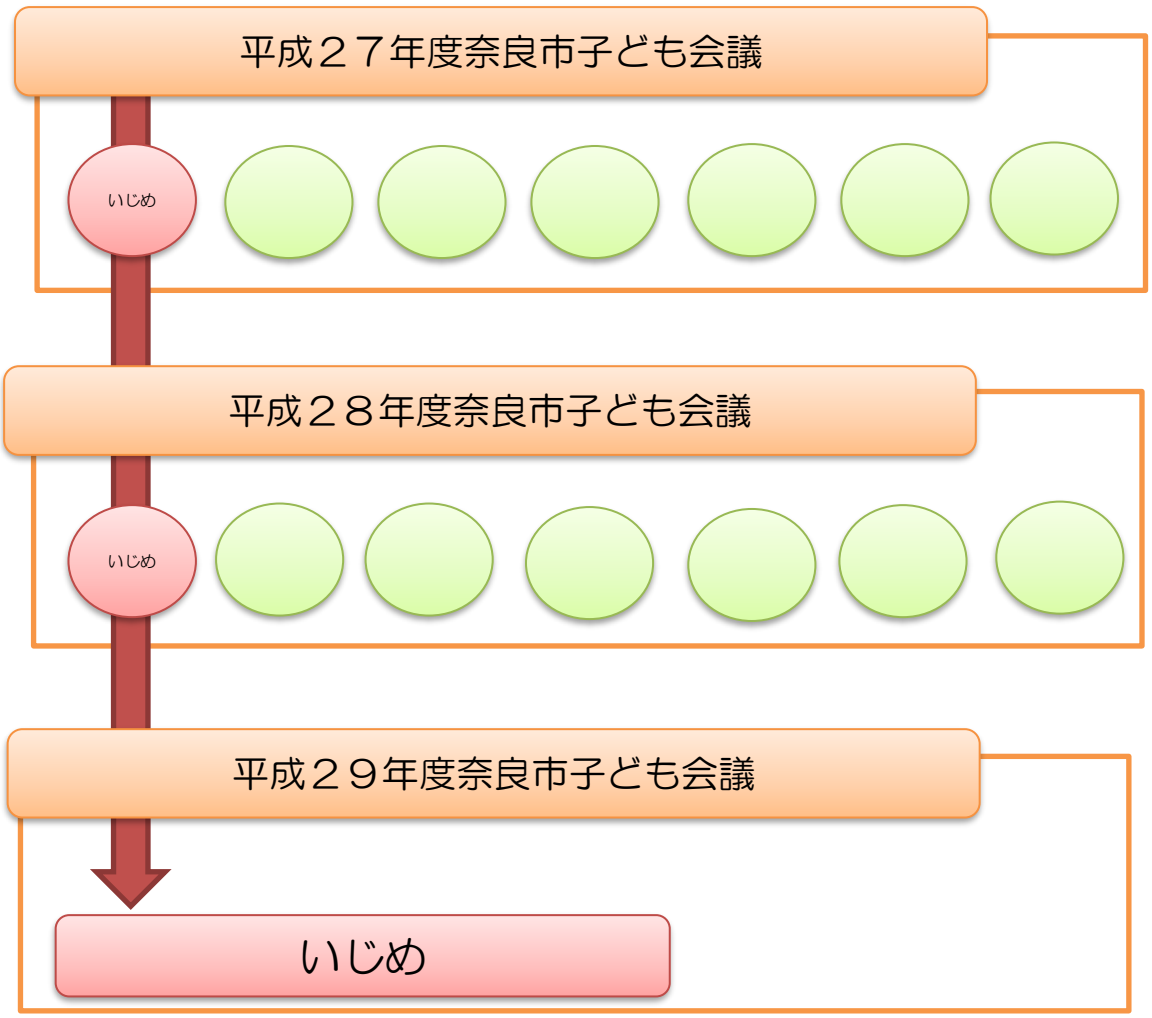

（7） 意見の提出及びそれに対する回答

奈良市子ども会議でまとめた意見を市長に提出する機会を設ける。提出された意見に対しては、奈良市としての回答を作成し、その回答を子どもたちに説明する機会も設ける。

（8） 公開

奈良市子ども会議は、原則的に公開で実施するものとし、参加者には募集段階からその旨を示し、参加者とその保護者から公開に関する承諾書を提出してもらう。

（9）その他

・参加者にお菓子やジュース類を用意する。

・参加者の参加に係る経費（交通費等）は自己負担のため、参加１回につき、５００円の図書カードを配布する。

（10）第5回子ども条例部会において出された主なご意見等（抜粋）

［ 議題（平成28年度奈良市子ども会議の検証について）］
・来年度以降の取組として、子ども参加者向けに奈良市子ども会議の事前学習会のようなものがあるといいと思います。
・第３回目で市の担当者が参加し、子ども参加者と話し合った取組はよかったと思います。子ども参加者にとって学習型の子ども会議にもなったのではないか。
・参加した子どもたちだけではなく、他の子どもたちにもこの取組を広げるための仕組みがあるといいのではないか。（会議参加前に学校や児童会等で多くの意見を聴いておいてから参加したり、会議参加後にその内容を学校や児童会等で報告する等）
・奈良市子ども会議も回数を重ねるにつれて、リピーターが出てくると思うが、そのリピーターを会議の補助や運営側に育てていくのはどうか。また、初参加の子どもたちには優先的に発言できるよう配慮してあげるのはどうか。
・学校の代表が参加するというようなことにするとそれぞれの地域からまんべんなく意見が吸い上げることができると思います。
・障がいをもった子どもや参加することのハードルが高い子ども等の意見も吸い上げられる会議になればいいと思います。
・地域教育協議会との連携も検討してはどうか。

（11）平成27年度の奈良市子ども会議の進捗状況に対する奈良市子ども･子育て会議委員の意見等
（奈良市子どもにやさしいまちづくりプランの進捗管理において出された意見）

・ 積極的に意見交換する子どもたちが目立ち、内容も工夫されている。参加する子どもたちにとって意味のある取り組みとなっているが、「奈良市全体の子どもたちに向けて」と考えると、もっと取り組み方に広がりがあっても良いのではないか。例えば、事前に子どもたちの意見を集めるような取り組みになっていけば、子ども会議の意義も更に深まるのではないかと思う。
・ 学校を通して先生から学年便りに記載してもらう等、工夫すれば、より周知できるのではないか。
・ 中学、高校生の市政を含めた政治への興味、関心を意識的に増加させなければならない。そういう意味でも特に10代の意見は将来の市政にとって大変重要だと考えるので、積極的事業展開に期待したい。10代の就労者の意見を取り入れても良いかと思う。
・ 全国レベルでも先進的な取り組みを実践していると高く評価する。今後は、困難を有する子どもたちなど多様な参加を促進すること、テーマをしぼった上でより具体的な実施計画を実施することを求める。
・ 今後、どのような手立てが考えられるのか、子ども会議参加者に議論してもらうのもよいのではないか。

・ 子どもからの意見をいかに市政に反映したか、反映できない場合はその理由を、子どもや市民にフィードバックしていただきたい。
・ 来年度以降の子ども会議の周知の際に、子ども会議における具体的な子どもたちの議論の流れ等を伝えることができればより興味を持ってもらえるのではないかと思う。

（参考）奈良市子ども会議実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成２６年奈良市条例第５１号。以下「条例」という。）第１２条に規定する奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第２条　子ども会議において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

(1) 子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策に関すること。

(2) その他必要と認める事項

（参加者）

第３条　市長は、条例第３条第２号に規定する子どもであって、原則として１１歳以上１８歳未満であるもののうちから、子ども会議への参加を求めるものとする。

２　前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して子ども会議への参加を求めるものとする。

（運営）

第４条　子ども会議の運営に関する事項は、条例第１２条第２項の規定に基づき子ども会議において決定する。

（支援）

第５条　条例第１２条第２項後段の規定による市の支援は、次に掲げるものとする。

(1) 子ども会議の開催及び運営等に必要な情報の提供及び経費の補助

(2) 子ども会議への子どもの参加の促進

(3) その他子ども会議の運営のために必要と認める事項

（市長への意見の提出）

第６条　市は、子ども会議が条例第１２条第３項の規定に基づき、これに参加する子どもの意見をまとめ市長に提出する場合には、必要な支援を行うものとする。

（庶務）

第７条　子ども会議の庶務は、子ども政策課において処理する。

（施行の細目）

第８条　この要綱に定めるもののほか、子ども会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２７年６月１日から施行する。

（参考）奈良市子ども会議実施に関する方針

第１　目的

この方針は、奈良市子ども会議（以下「会議」という。）が参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるとともに、その会議において出された意見をまとめ市長に提出することを目的に定めるものとする。

第２　定義

この方針において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 子ども参加者　原則として１１歳以上１８歳未満であるものを対象に公募等により選考した者をいう。

(2) ファシリテーター　会議が円滑に進むように会議全体の進行をするとともに、サポーター及び市への助言や調整を行う者をいう。

(3) サポーター　子ども参加者に対して会議参加へのサポートをするとともに、ファシリテーター及び市との調整を行う者をいう。

第３　留意事項

会議を実施するにあたり、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 会議が、子ども参加者にとって安心して参加し、意見を出しやすい場となるよう、子ども参加者同士、ファシリテーター及びサポーターとの良好な関係の構築に努めること。

(2) 子ども参加者が互いに認め合い、協力し合える関係の構築に努めること。

(3) 子ども参加者一人ひとりが積極的に参加するよう働きかけ、特定の子ども参加者に過度な負担がかからないように努めること。

(4) 子ども参加者への助言を行う際は、考えを押し付けるようなことにならないよう努めること。

(5) 会議において知り得た子ども参加者の個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。なお、会議終了後も同様とする。

第４　市の役割

市は、会議運営に係る総合的な調整及び広報に関すること、その他会議に関する必要な役割を担う。

第５　提出された意見等の取扱い

市は、会議から市長に提出された意見等の要点を整理集約した上で、それに対する市の考え方とともに公表するものとする。ただし、単に賛否を述べるのみの意見については公表しないものとする。なお、この場合、子ども参加者の個人情報等には配慮するものとする。

第６　公開

会議は、原則的に公開で実施するものとし、子ども参加者の募集にあたってはその旨を示すものとする。

附　則

この方針は、平成２７年６月４日から施行する。

資料5

2017年

奈良市子ども会議　参加者募集

奈良市を「子どもにやさしいまち」にするため、子どもたち自身で「子どもにやさしいまちづくり」について話し合ってもらう「奈良市子ども会議」！
今回は「いじめ」をテーマに「子どもにやさしいまちづくり」について話し合ってもらいます。ご参加お待ちしています！

奈良市子ども会議は、平成27年4月に施行された「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」に規定されているものです。

★開催日時：平成２９年７月２５日（火）、２７日（木）
　　８月１日（火）、３日（木）、８日（火）
　　いずれも午前１０時から正午まで。（できるだけ全ての回に参加してください。）
　　全５回の日程終了後に参加者のみなさんから奈良市長への意見報告会を開催する予定です。

★開催場所：奈良市役所　北棟６階　第２１会議室

★対象者　：奈良市内に在住又は在学している１０歳から１７歳までの人。
　　募集人数は３０人程度。（年齢は平成２９年４月１日現在。）

★応募方法：裏面の応募用紙を記入し、平成２９年７月１４日（金）までに郵送・持参・FAX・メールで
　　奈良市子ども政策課まで提出してください。
　　※応募者多数の場合のみ抽選を行います。
　　※メールで応募される場合は、本文に裏面の応募用紙にある必要事項を記入し送付してください。

問合せ：奈良市役所　子ども未来部　子ども政策課

〒６３０－８５８０
奈良市二条大路南一丁目１番１号

電話：０７４２－３４－４７９２
FAX：０７４２－３４－４７９８
電子メール：kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

これまでの
取組については
こちらから！！

奈良市子ども会議　応募用紙

平成　　年　　月　　日

（ふりがな）
氏　名：

性　別：　□ 男　　□ 女

学校名：

学　年：　　年　　年齢：　　歳

住　所：　〒　　－

（電話番号　　－　　－　　）
（FAX番号　　－　　－　　）
（メールアドレス　　）

勤務先：
（働いている人はこちら）

応募理由

※ 奈良市子ども会議で、撮影した写真や氏名等を市のホームページや印刷物、報道等で使用することがありますのでご承諾くださいますようお願い申し上げます。
（後日、参加者ご本人と保護者様には承諾書にご署名いただきます。）

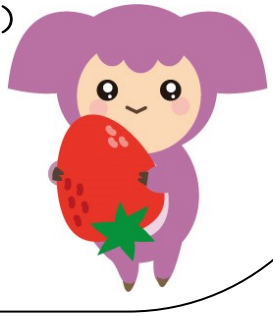

ご応募ありがとうございます。